～　建設作業を実施される皆様へ　～

騒音・振動規制について

騒音及び振動は、以下の法令によって規制されています。

騒音規制法・振動規制法・静岡県生活環境の保全等に関する条例

1　規制対象と届出

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生させる**作業**を**特定建設作業**といい、騒音・振動の大きさ、作業時刻、作業期間等を規制の対象としています。

特定建設作業を実施する場合は、作業開始の**７日前**までに、**特定建設作業の実施の届出**を行わなければなりません。

なお、届出窓口は、**各市町の環境保全担当課**です。

※　特定建設作業は、次ページの表のとおりです。なお、当該作業がその作業を開始した日に終わるものは、対象外です。

※　届出義務者は、特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者で、元請業者です。

※　届出の用紙などは、各市町の環境保全担当課から入手してください。なお、静岡県ホームページの申請書類ダウンロードサービスからも入手できます。

※　不明点等ございましたら、各市町の環境保全担当課や県庁生活環境課まで御相談ください。

2　特定建設作業の種類

(1) 騒音

作　業　の　種　類	騒　音　規　制　法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
くい打機（もんけんを除く。）を使用する作業	アースオーガーと併用する作業を除く	
くい抜機を使用する作業	すべて	
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式を除く	
びょう打機を使用する作業	すべて	
さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50 メートルをこえない作業	
空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	電動機以外の原動機を用いるもので原動機定格出力が 15kW 以上	
コンクリートプラントを設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	混練機の混練容量が 0.45m^3 以上	
アスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練重量が 200kg 以上	
バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上	
トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上	
ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上	

※　一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものについては、以下のホームページを確認いただくか、各市町環境保全担当課へお問い合わせ下さい。

■国土交通省のホームページ「低騒音型建設機械」
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

(2) 振動

作　業　の　種　類	振 動 規 制 法	静岡県生活環境の保全等に関する条例
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く	
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く	
くい打機くい抜機を使用する作業	圧入式くい打機くい抜機を除く	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	すべて	
舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業	
ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業	

【参　考】

①くい打機

既製くい工法のうち、直接打ち込み工法で打撃式・振動式のもの（ディーゼルハンマ、電動バイブロハンマ、油圧バイブロハンマ、エアーハンマ、スチームハンマ、油圧ハンマ等）

②さく岩機

ハンドハンマ、ドリフタ、ストーパ、レッグドリル、ブレーカ、オーガ等

③舗装版破砕機

ハンマを落下させることによって生じる衝撃力を用いて舗装面を破壊する機械（ドロップハンマ車等）

3　規制基準

特定建設作業を行う者は、以下の**規制基準に適合**させなければなりません。

なお、特定建設作業以外の建設作業については、特定建設作業が実施される場所であっても、以下の規制基準は適用されません。

(1) 騒音に係る規制基準

規制の対象	区域の別	規制の内容
1　騒音の大きさ	一号区域 二号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において85デシベルを超えないこと
2　作業時刻※	一号区域	午後　7時から翌日の午前7時の間に行われないこと
	二号区域	午後10時から翌日の午前6時の間に行われないこと
3　一日の作業時間※	一号区域	10時間を超えないこと
	二号区域	14時間を超えないこと
4　作業期間※	一号区域 二号区域	連続して6日間を超えないこと
5　日曜日その他の休日※	一号区域 二号区域	日曜日、その他の休日に行われないこと

(2) 振動に係る規制基準

規制の対象	区域の別	規制の内容
1　振動の大きさ	一号区域 二号区域	特定建設作業の場所の敷地の境界線において75デシベルを超えないこと
2　作業時刻※	一号区域	午後　7時から翌日の午前7時の間に行われないこと
	二号区域	午後10時から翌日の午前6時の間に行われないこと
3　一日の作業時間※	一号区域	10時間を超えないこと
	二号区域	14時間を超えないこと
4　作業期間※	一号区域 二号区域	連続して6日間を超えないこと
5　日曜日その他の休日※	一号区域 二号区域	日曜日、その他の休日に行われないこと

一号区域…第1種区域、第2種区域、第3種区域に加えて、第4種区域のうち学校、病院等の施設の周囲おおむね80メートルの区域
二号区域…第4種区域のうち、一号区域を除く区域

※　災害等の事態や、人の生命等の危険防止について特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などは、上表2～5の規制は適用されません。

※　一号区域、二号区域は、県や市の告示で定められています。具体的な地点がどの区域にあたるかについては、当該市町の環境保全担当課へ確認してください。

4　勧告及び命令

(1) 改善勧告

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が著しく損なわれているときは、その事態を除去するために必要な限度において、以下のことが勧告されます。

- 騒音又は振動の防止の方法を改善
- 特定建設作業の作業時間を変更

(2) 改善命令

勧告に従わない時は、期限を定めて、その勧告に従うことが命令されます。

5　罰則

改善命令に従わないとき、届出を怠ったとき、特定施設の状況について報告や立入検査を拒んだときに、罰則が適用されます。

●本資料(規制内容)に関するお問い合わせは、こちらまで●

静岡県 くらし・環境部 環境局
生活環境課 大気水質班（騒音・振動担当）
電話番号　054-221-2253
FAX 番号　054-221-3665
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　seikan@pref.shizuoka.lg.jp

※　建設作業騒音にお悩みの方は、市役所・町役場の環境保全担当課へ御相談ください。